

## 採用後の労働条件について

### 1. 適用法令等

労働基準法その他の関係法令，国立大学法人大阪教育大学職員就業規則等

### 2. 服務関係

| 区 分     | 内 容  |
|---------|--|
| 勤務時間    | 1年単位の変形労働時間制※により，対象期間である1年を平均して1週間当たりの労働時間が38時間45分を超えない範囲内で各校園の状況に応じて定める<br>・1日の上限10時間，1週間の上限52時間                    |
| 休日      | 1年単位の変形労働時間制により，以下を基準に，連続して労働する日数が原則6日を超えないよう各校園の状況に応じて定める<br>・土曜日，日曜日<br>・国民の祝日に関する法律に定める休日<br>・12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 1日の休憩時間 | 1日の労働時間により1時間又は45分（各校園の状況によりそれ以上もあり得る）   |

※1年単位の変形労働時間制とは，業務に繁閑のある事業場において，繁忙期に労働日を多く設定したり，長い労働時間を設定し，反対に，閑散期に休日を増やしたり，短い労働時間を設定することで，労働時間を効率的に運用しようとするもの。

| 区 分        | 内 容   |
|------------|---|
| 年次有給<br>休暇 | 一暦年につき20日付与　4月採用は15日付与<br>20日を限度として翌年に繰越可能<br>取得単位は1日，半日又は時間(労使協定の定めにより時間単位で取得できるのは5日以内)  |
| 病気休暇       | 病気休暇を使用した日は連続して原則90日（病気休暇と病気休暇の間隔が実勤務日数20日に満たないものは連続とみなす）を超えることができず，その後は休職。<br>（結核性疾患，業務上の傷病及び通勤による傷病による場合は1年）                    |
| 病気休職       | 同一事由（①～③）につき最長3年間限度<br>①業務上の傷病及び通勤による傷病　100/100支給<br>②結核性疾患の場合　2年目までは80/100支給<br>3年目以降無給<br>③上記以外の疾患の場合　1年目までは80/100支給<br>2年目以降無給 |
| 主な特別<br>休暇 | 選挙権の行使　その都度必要と認める期間<br>官公署への出頭　その都度必要と認める期間<br>ドナー　その都度必要と認める期間<br>社会貢献活動　1年で5日の範囲内の期間<br>結婚　所定期間内の連続する5日の範囲内の期間                  |

| 区 分        | 内 容  |   |
|------------|--|---|
| 主な特別<br>休暇 | 不妊治療   | 1年で5日の範囲内の期間（当該通院等が体外受精その他の大学が必要と認める不妊治療に係るものである場合は10日） |
|            | 産前   | 8週間（多胎妊娠の場合は14週間）                                       |
|            | 産後   | 8週間   |
|            | 配偶者出産  | 所定期間内に2日の範囲内の期間   |
|            | 子の看護等  | 1年で5日の範囲内の期間（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は10日）    |
|            | 家族の介護  | 1年で5日の範囲内の期間（対象家族が2人以上の場合は10日）                          |
|            | 忌引き  | 配偶者・父母の場合 連続する7日の範囲内の期間等                                |
|            | 父母の追悼  | 1日の範囲内の期間   |
|            | 夏季休暇   | 7月～9月までの期間内で連続する3日の範囲内の期間                               |
|            | 災害時の自宅復旧作業   | 7日の範囲内の期間   |
|            | 出勤困難   | 必要と認められる期間  |
|            | 退勤途上の危険回避  | 必要と認められる期間  |
| 介護休業       | 3回を超えない範囲で、かつ、通算して183日の範囲内                                   |   |
| 育児休業       | 当該子が3歳に達する日まで（出生時育児休業の場合は出産後8週間経過期間内）                        |   |
| 育児部分<br>休業 | 当該子が9歳に達する日以後の最初の3月31日に達する日まで（正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲内） |   |
| 定年         | 65歳（令和13年3月31日までの間は経過措置により64歳以下、65歳までの再雇用制度あり）               |   |

### 3. 給与・主な手当関係

| 区 分          | 内 容   |
|--------------|---|
| 基本給          | 初任給は、経歴等に応じ本学就業規則に基づいて決定<br>支給日は毎月21日、昇給は年1回（1月1日）<br>（例）新規学卒（大学院修了）者が採用された場合<br>大 学 卒 259,800円<br>修士課程修了 275,000円<br>博士課程修了 310,000円 |
| 期末手当<br>勤勉手当 | 6月期 期末手当計1.2625月 勤勉手当1.0225月（標準）<br>12月期 期末手当計1.2625月 勤勉手当1.0225月（標準）<br>※勤勉手当については、勤務成績等を基に成績率を決定<br>支給日は6月30日、12月10日                |
| 超過勤務手当       | 所定労働時間を超えて勤務することを命じられた場合に、その勤務1時間につき25%の割増賃金を支給   |
| 義務教育等教員特別手当  | 教 諭 5,400円～17,900円<br>養護教諭 5,400円～17,900円 ※幼稚園の場合は左記の半額<br>栄養教諭 5,400円～17,900円  |

